

2022年1月5日

新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号
ラクスル株式会社
代表取締役 松本 恭攝

ラクスル株式会社（以下「当社」といいます。）は、2021年12月21日付新設分割計画書に基づき、2022年2月1日を効力発生日として、当社のノバセル（広告のプラットフォーム）事業に関する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務を、新たに設立するノバセル株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本件分割に関して会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づき、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

2021年12月21日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

(1) 交付する株式数に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

新設会社は、本件分割に際して普通株式 1,000,000 株を発行し、その全株式を当社に割当交付いたします。当社に交付される新設会社の株式の数につきましては、本件分割が単独新設分割であることから、当社が任意に定めることができるため、新設会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額に関する事項（会社法第 763 条第 1 項第 6 号）

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 4 条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 会社法第 763 条第 1 項第 12 号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（会社法施行規則第 205 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 763 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 4 号及び第 5 号）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

（譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行）

当社は、2021 年 11 月 11 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づく新株式の発行（以下「本新株発行」といいます）を行うことについて決議し、2021 年 11 月 30 日に払込が完了いたしました。

本新株発行は、2019 年 9 月 12 日開催の当社取締役会及び 2019 年 10 月 17 日開催の当社第 10 回定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」に基づき、当社第 12 回定時株主総会から当社第 15 回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役 6 名及び従業員 113 名並びに当社子会社従業員 1 名（以下「割当対象者」といいます）に対し、金銭債権 376,469,600 円を支給し、割当対象者が当該金銭債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 55,120 株を割り当てるものです。

（株式取得による子会社化）

当社は 2021 年 12 月 9 日開催の取締役会において、当社の関連会社である株式会社ダンボールワン（以下「ダンボールワン社」といいます）の株式を追加取得し、完全子会社化することを決議し、2021 年 12 月 9 日付で、本株式譲渡に係る株式譲渡契約を締結いたしました。

これにより、ダンボールワン社は、株式譲渡実行日の 2022 年 2 月 1 日付にて当社完全子会社となる予定です。

7. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および新設会社の債務（当社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本件分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を大幅に上回ることが見込まれております。また、本件分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。以上より、本件分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本件分割の効力発生後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。以上より、本件分割の効力発生日以後における新設会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

新設分割計画書

ラクスル株式会社(以下「当社」という)は、次のとおり新設分割計画書(以下「本計画書」という。)を作成する。

第1条(新設分割)

当社は、当社のノバセル事業(以下「本件事業」という。)に関して有する第6条に定める権利義務を分割により新たに設立する会社(以下「新設会社」という。)に承継させるために、本計画書の定めるところにより、新設分割(以下「本件分割」という。)を行う。

第2条(新設会社の定款で定める事項等)

新設会社の本店の所在地は、東京都品川区上大崎二丁目24番9号とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他定款で定める事項は別紙1「定款」のとおりとする。

第3条(新設会社の設立時役員等の氏名または名称)

新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名または名称は、当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 設立時取締役 | 田部 正樹、松本 恭攝、水島 壮太、戸辺 淳一郎 |
| (2) 設立時監査役 | 小川 智史 |

第4条(新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項)

新設会社の設立時における次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 資本金 | 100,000,000 円 |
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) その他資本剰余金 | 設立会社が本件分割により承継する資産の額から負債の額を控除した額から、第1号の額及び第2号の額の合計額を控除した額 |

第5条(分割期日)

会社法第924条第1項第1号へに基づき当社が定める日(以下「分割期日」という。)は、令和4年2月1日とし、同日から2週間以内に新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の遂行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

第6条(新設会社に承継する権利義務)

1. 当社は、令和3年7月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これ

に分割期日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める。）を分割期日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。

2. 当社から新設会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第7条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式 1,000,000 株を発行し、そのすべてを前条に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

第8条（登記・登録・通知等）

1. 新設会社は、分割期日後遅滞なく、第6条の規定により承継される権利に関し必要な登記、登録、通知等を行う。
2. 前項の手續に必要な登録免許税その他の一切の費用は、新設会社の負担とする。

第9条（使用許諾）

当社は、本事業に必要な知的財産権等については、別途合意するところにより、新設会社にその使用を許諾するものとする。

第10条（競業避止義務）

当社は、新設会社が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第11条（本計画書の変更等）

当社は、本計画書作成後分割期日に至るまで、天災地変その他の事由により当社の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画書を変更し、または本件分割を中止することができるものとする。

第12条（本計画書に定めのない事項）

本計画書に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本計画書の趣旨に従い決定する。

以上

令和 3 年 12 月 21 日

東京都品川区上大崎二丁目 24 番 9 号
ラクスル株式会社
代表取締役 松本 恭攝

ノバセル株式会社

定款

2021年12月21日作成

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ノバセル株式会社と称し、英文では NOVASELL INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種情報システム、ネットワークシステム、ソフトウェア、ハードウェア、データベース及びそれらの周辺機器の企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、使用許諾、保守、運用及びその代理業
- (2) インターネットでの広告業及び広告代理店業
- (3) 経営コンサルティング業
- (4) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (5) 商業デザイン又はグラフィックデザインの企画、立案、制作、管理及び販売
- (6) 企業の広告宣伝、販売促進及びマーケティングに関する企画・制作及び販売
- (7) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の知的所有権の売買、賃貸借及び管理運用
- (8) 労働者派遣事業、職業紹介事業及び人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育
- (9) 電話その他の通信手段を用いたコンタクトセンター業務の企画、運営、管理及び業務受託
- (10) スポーツ、音楽、ゲーム、映画、演劇その他各種催事の企画、製作、興行及び関連商品の製造、販売
- (11) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (12) 各種物品の売買、交換、賃貸、管理及び運用
- (13) 貸金業及びその仲介業
- (14) ファクタリング業
- (15) 集金代行業
- (16) クレジットカード業
- (17) 損害保険の代理業及び生命保険の募集、代理及び仲立等に関する業務
- (18) 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業

- (19) 投資事業
- (20) 金融商品取引業、金融商品仲介業等の金融、証券関連事業
- (21) 各種放送事業
- (22) 前各号の業務に関する代理、仲介、媒介及び斡旋業
- (23) 前各号の業務に関する調査及びコンサルティング業
- (24) 前各号の業務及びこれらに付帯又は関連する一切の業務を営む会社並びにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
- (25) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

(株主の氏名等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

- 2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる

株主に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第21条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しく

は記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議で選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定することができる。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役会の決議により、取締役の中から、専務取締役、常務取締役その他役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故若しくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議等の省略)

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第34条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の会社法第

423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該取締役の責任は、同法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を当該取締役と締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第35条 当社は、監査役1名以上を置く。

(監査役の選任)

第36条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終了時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該監査役の責任は、同法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を当該監査役と締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第42条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(成立後の資本金の額)

第43条 当会社の成立後の資本金の額は、金1億円とする。

(最初の事業年度)

第44条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年7月31日までとする。

(設立時取締役等)

第45条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりである。

設立時取締役	田部 正樹
	松本 恭攝
	水島 壮太
	戸辺 淳一郎
設立時監査役	小川 智史

(法令の準拠)

第46条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、新設分割によるノバセル株式会社設立のため、新設分割会社であるラクスル株式会社は、次に記名押印する。

令和3年12月21日

新設分割会社 東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ラクスル株式会社
代表取締役 松本 恭攝

以 上

別紙2「承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務の明細」

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現預金、売掛債権、前渡金、前払費用その他の流動資産

(2) 固定資産

本件事業に属するソフトウェア等の無形固定資産

2. 債務

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛債務、未払金、前受金その他の流動負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本件事業に関する商標権及び特許権

(2) その他の契約

本件事業に関する一切の契約上の地位（本件事業に従事する従業員との雇用契約に関するものを除く。）およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務